

協議第 2 3 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (5)	公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編にむけた調整に努める。</p> <p>(1) 美方町、村岡町及び香住町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	
現行各町の公共的団体等			公共的団体等の名称
	総務部門	区長会	
	福祉厚生部門	老人クラブ連合会、社会福祉協議会、遺族会、いずみ会、婦人共励会 等	
	産業建設水道部門	商工会、観光協会、杜氏組合 等	
	教育部門	婦人会、体育協会、文化協会、PTA協議会、子ども会育成連絡協議会 等	
参考法令	<p>「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものすべてこれに含まれる、法人たると否とは問わない。 （昭24.2.7行政実例）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号） （公共的団体等の監督）</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。（第2項～第4項 省略）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（抜粋） 第16条 略</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p>		

参 考 資 料

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>区長会等公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編調整に努める。</p> <p>1, 各町共通団体</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 郡単位の上部組織を有する団体については、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(4) 統合に時間を要する団体については、将来性の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2, 各町独自の団体</p> <p>(1) 原則として、現行どおりとする。</p>	
	朝来市	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 4町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p>	
	丹波市	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>(1) 各町共通の団体</p> <p>ア. 新市として一体性を保つため、出来る限り合併時に統合を図る。</p> <p>イ. 郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ. 国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。</p> <p>エ. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるように調整に努める。</p> <p>(2) 各町独自の団体</p> <p>各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。</p>	